

3 基準緩和型訪問サービスのサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	941	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割		日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	31	1日につき
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2		1週に2回程度の場合		1,879	1月につき
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割			日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	62
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2		週2回を超える程度の場合		2,982	1月につき
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割			日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	98
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止未実施減算	イ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合	1週に1回程度の場合	-9	1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／2日割り					-1
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		1週に2回程度の場合		-19	1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ／2日割り					-1
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		1週に3回程度の場合		-30	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ／2日割り					-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ハ 初回加算	160単位加算		160	1月につき
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	80単位加算	80	
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ホ 口腔連携強化加算	40単位加算		40	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算			